

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

さゆりハイツ・みなみハイツ・蔵ハイツ・清水ハイツの入居者募集

○さゆりハイツ4戸 (A棟3号、5号、8号、B棟6号) (2LDK メゾネットタイプ)

▶家賃等 (月額)

家賃 23,800円～46,800円 (所得により決定)
共益費 2,750円
条件 政令による収入控除後の世帯の合計所得額が月額15万8千円以下 (条件により所得月額が21万4千円以下)

○みなみハイツ1戸 (B棟3号) (2LDK)

▶家賃等 (月額)

家賃 21,200円～41,600円 (所得により決定)
共益費 2,750円
条件 政令による収入控除後の世帯の合計所得額が月額15万8千円以下 (条件により所得月額が21万4千円以下)

○蔵ハイツ大町2戸 (C棟1号、D棟2号) (3LDK メゾネットタイプ)

▶家賃等 (月額)

家賃 38,800円～48,800円 (所得により決定)
共益費 2,750円
条件 政令による収入控除後の世帯の合計所得額が月額15万8千円以上48万7千円以下

○清水ハイツ1戸 (101号室) (3DK)

▶家賃等 (月額)

家賃 18,400円～36,100円 (所得により決定)
共益費 2,000円
条件 政令による収入控除後の世帯の合計所得額が月額15万8千円以下 (条件により所得月額が21万4千円以下)

○共通要綱

▶申込資格

以下の条件を全て満たしている方

- ①住宅に困窮していること (蔵ハイツ大町は除く)
- ②同居親族 (婚姻予定者も含む) を有すること
- ③納付すべき税や料金の滞納がないこと
- ④申込者または同居予定者が反社会的勢力者でないこと

▶募集期間

- ①6月9日 (金) ～6月22日 (木)
- ②6月23日 (金) ～

※期間内に複数の申込みがあった場合は、入居審査や抽選等により入居の決定を行います。

なお、①の期間内に申込みがない場合に、②の募集を行い、②の期間内は申込みがあれば終了します。希望する方は事前に問合わせください。

▶受付時間

午前9時～午後4時 (土日、祝祭日を除く)

▶受付場所

山形県住宅供給公社 西村山管理事務所
中郷ハイツ管理室

▶申込方法

入居申込書に必要事項を記入の上、下記へ直接ご持参ください。

※募集要項および申込用紙は、中郷ハイツ管理室に準備しているほか、町ホームページから取得可能です。

▶入居可能日

入居決定後、10日以内

※不明な点等がありましたら、気軽に問合わせください。

▶申込み・問合せ先

山形県住宅供給公社 西村山管理事務所
中郷ハイツ管理室 ☎85-1831

第1回寿大学のお知らせ

寿大学では、これまで中部地区長寿クラブの会員を対象として実施しておりましたが、令和5年度から会員以外の中部地区にお住いの65歳以上の方も参加できるようになりました。暮らしや健康についてみんなで学んでみませんか。事前申込なし、参加自由です。多くのご参加をお待ちしております。

▶日 時

6月30日(金) 午前10時～正午

▶場 所

創遊館 ホール

▶対 象

中部地区の65歳以上の方
※長寿クラブ会員の方には運営委員を通して、別途ご案内します。

▶内 容

寿大学功労者表彰式
講話「高齢者の消費者トラブルについて」

▶問合せ先

教育文化課 生涯学習係 ☎67-2118

「陶芸教室」のご案内

オリジナルの茶碗や花瓶を作ってみませんか。初心者の方も、ぜひどうぞ。

▶日時・場所

7月6日(木) 午後7時～午後9時
健康増進センター

▶講 師

長岡雅彦氏

▶受講費

1,000円(当日集金)

▶申込み

6月28日(水)まで下記に申し込んでください。

▶問合せ先

西部公民館 ☎67-2208

結婚相談会を開催しています

町では気軽に結婚に対する日ごろの悩みを相談できる「結婚相談会」を開催しています。「朝日町結婚応援団」が親身になって相談にのります。ぜひお気軽に相談にお越しください。

▶日 時

6月17日(土) 午後6時30分～午後8時30分

▶対象者

- ・結婚を望む独身男女
 - ・独身の子どもを持つ両親
- (町内・町外を問わず誰でも参加いただけます。)

▶場 所

at LOUNGE (宮宿1085番地10)

▶相談料

無 料

▶問合せ先

政策推進課 総合政策係 ☎67-2112

6月は食育月間、毎月19日は食育の日です。

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。生涯を通して健康な心身を育む上で、「食べること」は何より大切です。できることから「食育」に取り組みましょう。

▶問合せ先

健康福祉課保健医療係 ☎67-2116

奨学金の返還を支援します

将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進するため、大学等卒業後に、山形県内に定住・就業した場合に奨学金の返還を支援する事業の対象者を募集します。

▶募集人員

山形県全体 230 名 うち朝日町 2 名

▶募集期限

6月30日(金)午後5時(必着)

▶応募資格

次のA又はBのいずれかに該当する者で、かつ(1)から(5)の要件全てに該当する者

A 山形県内に居住しながら県内の高等学校等を卒業し、大学等を卒業した者

B 県内に所在する大学等を卒業した者

(1) 朝日町奨学金、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている者又は今年度中に受ける予定の者

(2) 県内企業等への就業又は県内での創業を希望する者

※公務員及び以下、修学資金の対象職種(医師、看護師等、保育士、介護福祉士、病院薬剤師)は本事業の対象外となります。

・山形県医師修学資金

・山形県看護職員修学資金

・山形県保育士修学資金

・山形県介護福祉士修学資金

・山形県病院薬剤師奨学金返還支援事業

(3) 大学等卒業後13か月以内に山形県内に居住し、かつ5年間以上継続して居住する見込みの者

(4) 大学等卒業後13か月以内に山形県内で正規雇用として就業又は創業し、かつ5年間以上継続して就業する見込みの者

(5) 申請時点において次の①②③のいずれにも該当しないもの

①この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に山形県若者定着奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者

②この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既にやまがた就職促進奨学金返還支援事業(やまがた若者定着枠のほか産業人

材確保枠)の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者

③この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者

▶返還支援額

次のア、イのいずれか低い額を上限として支援します。

ア 26,000円×令和5年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数

※大学等を卒業後、朝日町以外の県内市町村に居住した場合や、居住開始から3年以内に県内の他市町村へ転居した場合は、アの計算式中「26,000円」を「13,000円」として計算します。

イ 県内居住・就業から3年経過後の奨学金の返還残額(有利子貸与奨学金の場合は利子分を除く)

※返還残額は助成対象者の認定申請時に提出する奨学金返還証明書に記載された額で確認します。

▶応募書類

ア やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書

イ 高等学校の卒業証明書(写し可)又は卒業証書の写し(県内高校等卒業者のみ)

ウ 大学等の在学証明書(写し可)又は学生証の写し

エ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し(奨学金の貸与を受けている者)

オ 作文

内容は「ふるさとである朝日町に対するわたしの思い」についてお書きください。

400字詰め原稿用紙2枚以内でお書きください。

※詳細については町のホームページをご覧ください。申請書についても、同ページからダウンロードできます。

▶申込・問合せ先

政策推進課 地域振興係 ☎67-2112

男の料理教室参加者募集

普段料理をしないシニア男性の方、郷土食に詳しい食改さんが、簡単でおいしい料理を教えてください。今回より会食を再開しますので、お誘いあわせの上ぜひご参加ください。

▶日時

6月26日(月) 午前10時～

▶内容

ご飯の炊き方、調味料のはかり方等調理の基本

▶会場

秋葉山交遊館(北部公民館)

▶持ち物

弁当箱、エプロン・バンダナ・材料代(300円)

▶定員

4名(先着順)

▶その他

マスクの着用は、個人の判断とします。

▶申込み

6月19日(月)まで下記へご連絡下さい。

▶申込み・問合せ先

町食生活改善推進協議会事務局(健康福祉課内)

☎67-2116

「個別避難支援プラン」への登録について

町では、災害が発生した時や災害が発生するおそれがある時に自力で避難することが困難な方の情報を登録し、災害時などにその情報を関係機関などで共有することで、避難や救助活動に役立て地域の安全と安心を守るため、「個別避難支援プラン」を作成しています。

今年度、新たに登録を希望される方、登録内容が変更になる方、登録を取りやめたい方は、各地区の民生委員に申込みください。

▶登録・変更することができる方

身体等に障がいがある方や介護が必要な方のうち、自力での避難が困難と思われる方で、家族以外の

方からの何らかの手助けを希望し、氏名や住所など必要な個人情報を関係機関などに提供することに同意できる在宅の方。

▶登録(変更・取り消し)方法

6月23日(金)まで各地区の民生委員へ直接申込みください。

▶登録を希望する場合の注意事項

- ①登録者の個人情報が関係機関等で共有されます。
- ②あらかじめ支援者からの同意が必要です。

▶問合せ先

健康福祉課 福祉係 ☎67-2132

国民年金保険料の産前産後期間免除制度のお知らせ

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。

▶国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(以下「産前産後期間」といいます。)保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

▶産前産後期間の取り扱い

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

▶対象者

国民年金第1号被保険者

▶申請方法

出産予定日の6か月前から届出可能です。出産前に届出をする場合は母子手帳、出産後に届出をする場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類(役場で確認できる場合は不要)を持参の上、申請してください。

▶問合せ先

寒河江年金事務所 国民年金課 ☎84-2551

税務町民課 住民生活係 ☎67-2119